

改正 令和5年2月21日 改正

令和6年7月16日 改正

(趣旨)

第1条 成城大学学則(以下「学則」という。)第33条及び成城大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第30条の2の規定に基づく再入学に関する事項並びに学則第26条第3項及び大学院学則第17条の2第2項に規定する入学後の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(再入学の時期)

第2条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(再入学者の入学年次)

第3条 再入学者は、原則として退学・除籍時の年次に復する。

(教育課程)

第4条 再入学者に適用する教育課程は、配属される年次の学生に現に適用されている教育課程とする。

(単位の認定)

第5条 再入学者が退学前又は除籍前に修得した単位は、当該再入学者が入学を許可された学部又は研究科の教授会における審議を経て、当該学部長又は研究科長が、当該再入学者に適用される教育課程における一の科目区分における授業科目又は研究指導の履修により修得したものと認定されることがある。

2 前項において単位を認定する場合には、その単位を修得するために履修した又は本大学における履修とみなした当該授業科目又は研究指導の内容に照らして行うものとする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 再入学者の修業年限は、学則第5条又は大学院学則第4条に定めるところによるものとし、在学年限は、退学・除籍以前の在学期間を算入する。

(出願資格の制限)

第7条 次の各号に掲げる者は、成城大学への再入学に関する出願はできないものとする。

- (1) 除籍された学年を含めないで、出願までの期間が2学年を超えた者
- (2) 在学年数が1年未満で除籍された者
- (3) 再入学を許可された後、除籍された者
- (4) 再入学を許可された後、退学した者
- (5) 除籍以前の在学年数を含め、8年以内に卒業の見込みがない者。ただし、編入学者の在学年数については、別に定める。
- (6) 退学以前の在学年数を含め、8年以内に卒業の見込みがない者
- (7) 懲戒処分により退学を命じられた者

2 次の各号に掲げる者は、成城大学大学院への再入学に関する出願はできないものとする。

- (1) 除籍された学年を含めないで、出願までの期間が2学年を超えた者
- (2) 在学年数が1年未満で除籍された者
- (3) 再入学を許可された後、除籍された者
- (4) 再入学を許可された後、退学した者
- (5) 除籍以前の在学年数を含め、博士課程前期は4年以内、博士課程後期は6年以内に修了の見込みがない者
- (6) 退学以前の在学年数を含め、博士課程前期は4年以内、博士課程後期は6年以内に修了の見込みがない者
- (7) 懲戒処分により退学を命じられた者

(選考の時期及び選考方法等)

第8条 再入学の選考時期及び選考方法等は、別に定める。

(雑則)

第9条 その他、再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、関係する学部教授会又は研究科教授会及び評議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。